

改正された種苗法を学ぶ

セミナー開催の狙い

種苗法は農林水産植物の新しい品種を開発した人に知的財産権の一種である育成者権を与え、新品種の育成の振興を図ることにより農林水産業の発展に寄与することを目的とするものですが、近年、わが国の優良品種が海外に流出し、現地で産地化され第三国に輸出されるなど日本の農業の発展に悪影響を及ぼす懸念が生じています。このため、令和2年に登録品種の海外流出の防止や育成者権を活用しやすくするための改正が行われました。

しかし、この改正によって農家はすべての農作物の自家増殖ができなくなり、栽培を続けるためには毎年、企業から種子を買わなければならないのではないかなどの心配をする向きもあります。

そこで、改正された種苗法がどのようなものであるかを正しく学ぶとともに、種苗の利用に際してどのような点に注意すべきなのか、またこの改正によるメリットは何かなどに関する情報を提供いただき、今後の種苗利用に関する注意点について意見交換を行います。

多くの方々の参加をお待ちしております。

開催日等

日時：令和4年9月21日（水） 13:30～15:30

開催場所：オンライン開催（Zoom(ウエビナー)によるライブ配信）

参集範囲：植物品種の育成者権保護や利用に興味がある方、行政・研究・普及関係の方 など

参加費：無料

主催：農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課産学連携室
東北地域農林水産・食品ハイテク研究会

<セミナープログラム>

- | | | |
|---------|---|-------------|
| 1. 挨拶 | 東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 | 13:30～13:40 |
| 2. 講演 | | |
| 1) | 改正種苗法について（法改正の概要と留意点）
農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 課長補佐 松山 亘克 氏 | 13:40～14:10 |
| 2) | 農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾について
（国研）農研機構 本部 知的財産部 知財・育成者権管理役 山本 俊哉 氏 | 14:10～14:40 |
| 3) | 植物品種の海外での保護や育成者権の侵害を防ぐ取り組み
（公社）農林水産・食品産業技術振興協会 イノベーション事業部長 永田 明 氏 | 14:40～15:10 |
| 3. 意見交換 | | 15:10～15:30 |

申込方法等

- 当日までに、下記の申込フォーム（URL）からお申し込みください。

URL : https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_5cOdeS2hT4i2UAYKIRgza

- ※ お申し込みの方への登録完了メールは、申込フォームにご記入の「名」宛てで返信されます。
これは、Zoom ウェビナーの設定上のことですのでご理解願います。

問い合わせ先

東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 事務局（藤井）

〒020-0198 岩手県盛岡市下厨川字赤平4 東北農業研究センター内

TEL : 080-2806-9926

E-mail : tohoku-hightech@@kej.biglobe.ne.jp（ご使用時は、@を1ヶ削除願います。）

- 本セミナーは、農林水産省が実施する「知」の集積による産学連携支援事業により行われるものです。